

# 謝金規程

＜居住支援全国ネットワーク＞

## （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人居住支援全国ネットワーク（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いについて必要な事項を定めることを目的とする。

## （適用範囲等）

第2条 本規程は、当法人が主催又は共催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）において、講演や講義を行う講師等に対する講師謝金、当法人が行う特定の事業について会議出席・視察・調査を要請した専門家等に対する謝金、当法人が行う特定の事業について審査等の事業参画を委嘱した専門家等に対する謝金及び当法人の委嘱に基づき原稿を執筆した者に対する執筆謝金に適用する。

- 2 謝金の支払金額は、講演会等の内容、講師等・専門家等の専門性、所要時間等を総合考慮して、別途定める基準の範囲内で代表理事が決定する。
- 3 本規程は、当法人が専門的な知識や技術が必要と判断して委嘱した外部専門家等及び内部専門家等（理事及び監事を含む）に適用する。

## （謝金等の支払基準）

第3条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金、会議出席・視察・調査謝金、審査等の事業参画謝金及び執筆謝金は、原則として別途定める標準単価を適用する。

- 2 講師謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講師謝金等の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- 4 会議出席・審査・視察・調査謝金は、1日単位とする。
- 5 執筆謝金等について、400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- 6 執筆謝金等の支払単位は0.5枚とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚

とみなす。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合、源泉徴収は行わない。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人旅費規程を準用して支払う。

- 2 本規程の対象となる支払対象者が当法人の依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、令和7年9月22日から施行する。(令和7年9月22日理事会決議)

以上